

第 1 9 0 回

杉並区都市計画審議会議事録

令和元年(2019年) 1 2 月 2 3 日(月)

		第190回杉並区都市計画審議会
日 時		令和元年(2019)年12月23日(月)午前10時00分～午前11時40分
出席者	委 員	[学 識 経 験 者] 中井・村上・河島・金子 [区 民] 堤・渡辺・木下・大川・山田・寺島・大原 [区 議 会 議 員] 矢口・山田・小林・山本・けしば・大槻・脇坂 [関係行政機関] 竹内・菅野
	説明員 (区)	[区 民 生 活 部] 産業振興センター事業担当課長 [都 市 整 備 部] 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・ 都市整備部管理課長・都市企画担当課長 住宅課長・建築課長 市街地整備課長・拠点整備担当課長・耐震不燃化担当課長 土木管理課長・鉄道立体担当課長 土木計画課長・用地調整担当副参事・ 特命事項担当副参事・狭あい道路整備課長・ みどり公園課長・特命事項担当副参事・みどり施策担当課長 杉並土木事務所長 [環 境 部] 環境部長・環境課長
傍 聴	申 請	17名
	結 果	17名

配布資料	<p><郵送分></p> <p>◎配付資料一覧</p> <p>◎次第</p> <p>◎議案資料</p> <p>〔議案〕</p> <p>議案 1 東京都市計画阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画の決定案〔杉並区決定〕</p> <p>議案 2 東京都市計画 高度地区の変更案〔杉並区決定〕</p> <p>議案 3 東京都市計画 防火地域及び準防火地域の変更案〔杉並区決定〕</p> <p>議案 4 東京都市計画 用途地域の変更案〔東京都決定〕</p> <p>参考資料 1 策定する都計計画</p> <p>参考資料 2 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画等の策定の背景と経緯について</p> <p>参考資料 3 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画等の策定の経過</p> <p>参考資料 4 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画(案)の概要</p> <p>参考資料 5 高度地区及び防火地域・準防火地域の変更案(区決定)、用途地域変更案(都決定)</p> <p>参考資料 6-1 都計計画の案に対するご意見と区の考え方</p> <p>参考資料 6-2 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画(案)説明会等の実施状況について</p> <p>参考資料 7 関係条文抜粋</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>報告 1 上井草駅周辺の駅前広場計画等に関する都市計画素案について</p> <p>資料 1 都市計画素案説明会における主な質疑概要</p> <p>資料 2 上井草駅の駅前広場計画について</p> <p>報告 2 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」について</p> <p>資料 1 東京都における都市計画道路の在り方に関する基本方針</p> <p>資料 2 パブリックコメントの結果と対応</p> <p>資料 3 検証結果リスト(杉並区)</p> <p>資料 4 検証箇所図(杉並区)</p>
------	--

第190回杉並区都市計画審議会

- 管理課長 それでは、定刻になりましたので審議会の開催をお願いいたします。
- まず初めに会議の成立についてご報告いたします。本日は関口委員から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。都市計画審議会委員21名のうち現在20名の委員が出席されていますので、第190回杉並区都市計画審議会は有効に成立しております。
- 続きまして、会長より開会宣言をお願いいたします。
- 会長 それでは、ただいまから第190回杉並区都市計画審議会を開会いたします。審議に先立ち、事務局より報告等がございますのでお願いいたします。
- 管理課長 本日の署名委員のご指名をお願いいたします。
- 会長 それでは本日の会議記録の署名委員としては小林ゆみ委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- 続いて、本日の傍聴はどのようになっておりますでしょうか。
- 管理課長 本日は10名、傍聴の申請を出されております。会議の撮影の許可の申請が申し出されております。
- 会長 それではただいま事務局から報告のありました傍聴人からの撮影についての許可はいかがでしょうか。これまでも許可しておりますので、よろしゅうございますか。
- (「異議なし」の声あり)
- 会長 ありがとうございます。それでは撮影を許可するものといたします。
- それでは、事務局から議題の宣言をお願いいたします。
- 管理課長。
- 管理課長 本日の議題は、審議事項4件と報告案件が2件でございます。
- 審議案件は、阿佐ヶ谷駅北東地区に関する議案が「東京都市計画 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画の決定案[杉並区決定]」「東京都市計画 高度地区の変更案[杉並区決定]」「東京都市計画 防火地域及び準防火地域の変更案[杉並区決定]」「東京都市計画 用途地域の変更案[東京都決定]」となっております。
- 報告案件は「上井草駅周辺の駅前広場計画等に関する都市計画素案について」と「東京における都市計画道路のあり方に関する基本方針」についての2件でございます。
- 資料はあらかじめお送りしてございますが、お手元にごございますでしょうか。
- 会長 よろしゅうございますか。

それでは、議事に入ります。初めに審議案件でございますので、その説明をお願いいたします。

本日の議案は全て阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画の決定に関連する案件でございますので、まとめて説明していただいて、質疑に入るといふことにさせていただければと思います。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

特命事項担当副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 それでは私から、阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画に関連する一連の議案をご説明いたします。

まず、お手元の資料の確認でございます。本日は左とじの資料といたしまして、4件の議案がございます。委員の皆様の資料には議案ごとにインデックスをつけてございます。なお、これらの議案にはそれぞれ計画書、総括図、計画図を添付してございます。

また、本日の議案の参考資料ということで、インデックスをつけた資料の後に、参考資料の1から7を添付してございます。よろしいでしょうか。もし説明の中で不足がございましたら、お申し出いただければと存じます。

また、本日は12月上旬に配付いたしました阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりだよりのナンバー12、その中に挟まれております「主なご意見にお答えします」という資料を席上にご配付してございますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は複数の案件の審議であり、資料も多いことから、議案の内容につきましては引き続き参考資料を用いてご説明いたしますので、お手元にご用意いただければと存じます。

まず、参考資料1の本日の議案の内容でございます。A4の横の資料でございます。

議案1ですが、「東京都市計画地区計画 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画」でございます。

議案2は「東京都市計画 高度地区の変更」でございます。

議案3は「東京都市計画 防火、準防火地域の変更」でございます。

以上、3件は杉並区が決定する都市計画でございます。なお、区が決定する都市計画につきましては、都市計画法の規定に基づいて、東京都知事に協議を行い、意見はない旨の回答を得ております。

次に、議題4は「東京都市計画 用途地域の変更」でございます。議案4は東京

都が決定する都市計画ですが、都市計画法18条第1項の規定に基づきまして、東京都から意見照会がございますので、それにつきましての審議でございます。

以上が、本日ご審議いただく都市計画の案でございます。

それでは、議案の説明に入ります前に、本日4件の都市計画案をお示しするに至った背景、経緯を参考資料2及び3でご説明したいと存じます。

まず、参考資料2のA3の資料でございますが、こちらの資料をお開きいただければと存じます。

資料の左側の上になりますが、「阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり方針の策定」でございます。

区では、JR阿佐ヶ谷駅・東京メトロ南阿佐ヶ谷駅周辺におけるまちづくりを戦略的に進めるため、平成27年度から「阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり方針」の検討を進めてまいりました。

その過程で、平成29年5月、杉並第一小学校の移転などの施設整備や、まちづくりの方針を取りまとめた「杉並第一小学校等施設整備等方針」が策定されたことを踏まえ、同年6月にこの方針を反映したまちづくり方針（案）を策定し、説明会などでご意見を伺い、7月に同方針を策定したものでございます。

資料の左側中ほどになりますが、この方針では4つの重点的取り組みを定め、その1つに阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりを位置づけるとともに、地区計画などの都市計画手法の活用を柱とする「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画」を策定することといたしました。

次に、2の「まちづくり計画の策定等」についてでございます。

区では、まちづくり方針の策定を踏まえ、平成29年11月から30年12月にかけて、地区計画の策定を念頭に置いて、北東地区の地域住民等を対象に意見交換会やオープンハウスなどを延べ13回開催し、ご意見を伺ってまいりました。

意見交換会等の開催に当たりましては、都市計画審議会や区議会都市環境委員会でのご意見を踏まえ、区からの説明や情報提供に加え、ワークショップ方式の意見交換、まち歩きや先行事例の見学などを通じて、地区計画のイメージを共有できるよう努めてまいりました。さらに、検討の節目ではまちづくりだよりを発行し、その検討内容の周知に努めたところでございます。

次の3ですが、地域での意見交換会や区民意見募集の結果などを踏まえ、本年3月「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画」を策定いたしました。まちづくり計画と上位方針の関係は図示のとおりでございますが、赤で表示してございますまち

づくり計画につきましては、北東地区のまちの将来像やまちづくりの方針、具体化の手法などで構成してございます。そして、策定したまちづくり計画を踏まえ、本年4月には同計画の柱である地区計画などの素案を公表し、説明会でご意見を伺った上で、9月には地区計画原案を策定し、都市計画法に基づく手続を開始いたしました。

この間の具体的な経緯をまとめたものが、次の参考資料の3でございます。A4の縦の資料でございます。

この資料の中ほどから下が、都市計画の手続です。9月から地区計画の都市計画決定に向けた手続を進め、原案の公告、縦覧や説明会の開催、意見提出手続を行うとともに、区が決定する都市計画については都知事への協議を行っております。また、この過程では、東京都が決定する用途地域変更案についても、区の家をお示ししたところでございます。

これらを踏まえて策定した都市計画の案につきまして、都市計画法第17条に基づきまして、12月3日から12月17日まで、公告、縦覧、意見書の提出を行いました。その結果縦覧は3名の方が、そして、31名の方から意見書の提出がございました。

こうした経過を経て策定した4つの議案につきまして、本日、杉並区都市計画審議会でご審議をお願いするものでございます。

それでは次に、参考資料4で、この地区計画案などの概要につきましてご説明したいと存じます。A4の横の資料でございます。

まず、表紙をごらんください。本地区計画案ですが、本年9月に策定した地区計画原案に対する意見提出等の結果を踏まえ、その内容を精査した結果、原案には修正を加えず、案として整えたものでございます。

表紙の一番下、地区計画の名称は「東京都市計画地区計画 阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画」でございます。位置は、阿佐谷北一丁目3から7番地内、区域面積は、約4.4ヘクタールでございます。

1枚おめくりいただきまして、左上が「地区計画の目標」でございます。本地区計画では、まちづくり計画などを踏まえ、安全・安心、将来に向けたみどりやにぎわいをその目標としております。

資料右側の「区域の整備、開発及び保全に関する方針」でございます。

(1)「土地利用の方針」につきましては、北東地区を左下の図にあるように4つに区分し、それぞれ将来の土地利用を見据えた方針を定めております。

- (2)「地区施設の整備の方針」では、まちづくりの観点から、区画道路や緑地、沿道緑地、歩道状空地を定めることとしております。
- (3)「建築物等の整備の方針」では、地区の特性を踏まえ、建築物等の制限を定めるとともに、本地区全域で街並み誘導型地区計画を活用し、まちづくりの実現を図りつつ、良好な街並み形成を図るため、日影規制の適用除外に加え、斜線制限等の緩和を検討してまいります。
- (4)「その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針」でございますが、医療施設地区につきましては、既存の樹木をできる限り保全しつつ、同地区やその他の大規模施設における沿道緑地の整備に当たっては、できる限り高木、中木を植栽するなどの方針を定めてございます。

1枚おめくりいただきまして、地区整備計画に定める地区施設の概要でございます。区画道路は区域内の全ての道路に位置づけ、図で着色した区画整理事業の施行地区内では、拡幅整備などを行う区画道路の沿道に歩道状空地及び沿道緑地を整備することとしております。また、病院移転用地である医療施設地区については、私有地の緑としての性格を考慮しつつ、既存樹木を避けて建築物の建築を誘導する目的で、緑地を定めております。

1枚おめくりいただきまして、建築物等の制限でございます。これは原案でお示した内容と同じく、8種類、9項目の制限を定めております。

主な項目についてご説明いたしますと、一番上の「建築物等の用途の制限」につきましては、北東地区全域で「性風俗関連特殊営業」の用に供するものを制限することに加えまして、医療施設地区や教育施設地区につきましては、それぞれ土地利用が確定してございますので、それを踏まえた用途の制限を定めております。

次の「建築物の容積率の最高限度」ですが、商店街地区については、壁面後退部分を道路空間とみなして、最大 390%の容積率が適用できる仕組みを検討してございます。

次の「敷地面積の最低限度」については、大規模敷地については1,000平米、商店街地区については60平米に設定してございます。なお、本規定は、新たに分割する敷地について適用されるものでございますので、現在の敷地をそのまま使用する場合には適用されないものでございます。

次の「建築物等の高さの制限」は、中杉通り沿道地区では、40メートルを基本としつつ、40メートルを超えて最大60メートルを上限に高さ制限を適用

する場合の要件として、敷地面積を連動した公開空地の量を定めるとともに、区長の認定により適用するものといたしました。なお、公開空地の考え方については、別途基準を整備いたします。

あわせて今回、高度地区の変更に伴いまして、地区計画区域内の特例といたしまして高度地区の制限の適用除外を加えますが、これに伴い、区域北側の道路の反対側からの斜線型の制限は周辺住環境の影響を考慮して、地区計画において高さの制限として設定をしております。

次の「壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置制限」でございます。原則として、各区画道路沿道にそれぞれまちづくりの方針に応じた壁面後退距離を定め、歩行空間や緑地などの確保を通じて、良好な街並み形成を図るものでございます。

表の一番下「建築物の緑化率の最低限度」でございますが、4つの地区ごとの土地利用特性に応じまして、緑化率の最低限度を定めます。このうち医療施設区域については、都市緑地法において条例で定める緑化率の上限である25%としたものでございます。

その他の制限内容につきましては記載のとおりでございますので、お目通しいただければと存じます。

次に1枚資料をおめくりいただきまして、参考資料5の関連する都市計画の内容でございます。A3のカラーの資料でございます。

このうち、東京都が都市計画決定を行う用途地域変更の案につきましては、表の中の赤字の部分が変更箇所でございます。小学校跡地の用途地域変更につきましては①②の部分、それから④の病院移転用地の容積率変更などを行う考えでございます。

さらに、この用途地域変更と連動いたしまして、区が決定する高度地区及び防火、準防火地域につきましても、それぞれ表の赤字で示すとおり変更を行う考えでございます。

以上が、本日の議案の概要でございます。

次に1枚おめくりいただきまして、参考資料6-1という資料がございます。これは地区計画などの一連の都市計画案に対する意見書の要旨でございます。意見書提出は、都市計画法第17条に基づきまして、案の縦覧開始の12月3日から、その満了の日である12月17日まで2週間行ったものでございます。

その結果、31名の方から4議案について、それぞれ記載の件数のとおりご

意見をいただいたものでございます。参考資料6-1にその要旨として、同趣旨の意見も含め、97項目のご意見を取りまとめてございます。

ご意見の概要でございますが、小学校の移転について、土壤汚染あるいは浸水区域、通学距離という観点から反対であるのご意見。土地区画整理事業に関するご意見、けやき屋敷の緑を保全すべきであるのご意見、駅前の高層ビル建設に反対であるのご意見、さらには、意見書の受付方法に関するご意見などを多くいただいたところでございます。

ご意見の詳細と区の考え方は、ご審議の参考として参考資料6-1にまとめてございますので、お目通しをいただければと存じます。

なお、区ではこの案の公告、縦覧や意見書の提出と併せまして、原案とは異なり法定ではございませんが、説明会及びオープンハウスを開催いたしました。その開催概要、結果につきましては、参考資料6-2にまとめてございますので、あわせてお目通しいただければと思います。

最後に参考までに申し添えますと、東京都の決定する用途地域につきましても、東京都都市計画審議会の付議案件として、12月3日から12月17日の間、公告、縦覧、意見書提出の手続を行っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会長 それでは説明は以上でございますので、これから質疑に入るということにさせていただきます。それでは、質問、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

委員、どうぞ。

委員 よろしくお願いいいたします。私から大きく2点質問したいというふうに思っています。まず、もともこの計画いろいろと事務局の皆さんもお疲れさまでございます。私自身はずっと支持をしていく、そういう立場でこの計画をきょうも見させていただいていますので、その大きく中身ということではないのですけれども、この参考資料6-1で、まず1つ目が、19ページの95番。ごもっともな意見だと思っていまして、つまるところ、けやき屋敷の所有者の方にしろ、また病院の理事長にしろ、今回意見書の中でもいろいろな意見が出ていますけれども、私自身思っているのは、どうもこちらの方々の直接的なご意見とか、顔といったものが見えてこないことが今まで多々あったのではないのかなと思っています。

できればそこら辺の部分で、彼らのご発言とか、そういったものが今後示せるようになると、より多くの方の賛同を得やすいのではないかと考えていますので、そういったご予定があるのかということ伺いたと思います。

それともう1点なのですけれども、意見書の、ページがすぐに出ないのですけれども、1つあったのが、郵送・持参に限定をしているのではなくて、メールやファクスでの受付を求めるといった意見があったのですけれども、これも本当にそのとおりでないといいところがございまして、この2点についてちょっと見解をお聞きしたいと思います。

会長 特命事項担当副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 それでは最初のご質問でございます。本日は都市計画の案ということでございますので、地権者の方のご意見を案に書くという形は少しなじまないところかなと思ってございまして、このようなまとめ方になっているものと認識してございます。

地権者の方の事業ということで言えば、地区計画だけではなくて、個人共同施行の土地区画整理事業などもございますので、今、委員のご提案の件、施行者とも共有してまいりたいと考えているところでございます。

会長 管理課長、どうぞ。

管理課長 意見書の提出の方法についてでございます。区の考え方のほうにも書いてありますけれども、都市計画案の意見書の提出については、自己の権利関係など詳細な個人情報に言及することも想定されることから、より確実な到達手段ということで、郵送・持参に限定しているところでございます。、ファクス、メールという方法のもあると思いますけれども、今はそういった状況でございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 ご回答ありがとうございます。関連してということで、意見だけです。まず1点目の件ですけれども、本人の口から聞けないから、あらぬ憶測を呼んでしまっ、区がしっかりとしたことを答えていても、それがそのように伝わらないということがあったのではないかと考えていますので、今後しっかりとご検討いただきたいということがまず1点目。

2点目ですけれども、今の管理課長の趣旨というのは理解をしましたがけれども、広く意見を伺うという意味では大切なことだと思いますので、今後検討の余地はあるのかとか、またまちづくりの案内の点字訳などの対応を求める意見等もあったので、ご検討していただきたいと思います。

会長 管理課長。

管理課長 ただ今申し上げたように、メールなど他の方法については、他自治体の事例で、そういったことをやっているところもありますので、参考にしていきたいと思っております。

区のパブリックコメントの中でも、ご指摘の方法を利用して意見募集を行っておりますので、今後の検討課題だと考えているところであります。

まちづくりの案内の点字対応などについては、まちづくり全般でどうするかということで大きく捉えて考えなければいけない部分もございますので、ただ今ご意見いただいたことを参考に、今後きちんと検討していきたいと思います。

会長 それでは、ほかの委員の皆さん。

それでは、委員、どうぞ。

委員 それではよろしく願いいたします。

私は、参考資料6-2「2 説明会及びオープンハウスでの主なご意見（要旨）」の中にも載っておりますが、小学校の土壌汚染について、少々お聞きしたいと思います。

私も区民の皆様からさまざまなご意見を日ごろいただいておりますが、あまり専門的なことは区民の方なかなかわからないと、ただ、土壌汚染については、子どもたちの健康、安心・安全を含めて、「大槻さん、どのようになっていますか」と、こういうお話も折々に伺うことがございます。私も専門家ではありませんので、この土壌汚染について、できれば区民の方が理解しやすい表現を用いてご説明いただければありがたいなと思います。

その上で、まず1つ目にお聞きしたいのが、病院による土壌汚染を心配する声、区民からございますが、一般的にまずその可能性はあるのか。また、この調査とか把握はどのように行うのか、まず伺います。

会長 環境課長、どうぞ。

環境課長 病院では、一般的には水銀の体温計ですとか、血圧計、レントゲンなどに使用される薬品など、健康を損なうおそれのある物質が使用されておまして、これらの物質が土壌に、例えばこぼれるとか、浸潤することなどにより土壌汚染の可能性が考えられるところです。

調査は、病院の廃止のときに特定有害物質の使用履歴を調査して、それを踏まえた上で汚染のおそれがある場合には土壌資料を採取、分析し、汚染の有無を把握します。

会長 委員、どうぞ。

委員 そのような調査、把握等をしていただく中で、この調査というのが公正性というものも確保できるのかと。将来小学校用地になるということから、区のかかわりも重要だと考えますが、そこについてはいかがですか。

会長 環境課長、どうぞ。

環境課長 法例や条例で定められております土壤汚染調査は、土壤汚染対策法で規定されております指定調査機関という専門の機関が実施しなければならないことが決められておりますので、調査の公正性は担保されるものと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 いわゆる専門の調査機関というところでございますが、それは具体的にこのようなやり方であるとか、そういう具体的なものを1つ、2つもし教えていただければと思いますが、いかがですか。

会長 事務局、いかがですか。

都市整備部長。

都市整備部長 所管ではないので、私のわかる範囲内ですけれども、先ほど環境課長が申したように、例えば今の指定調査機関につきましては、病院の所有者、そこが今までの土地の履歴、どういった履歴があったのか、あるいはどういった試薬等を使っているのか、そういったものを明らかにするなどしっかりと公正性を担保した調査機関が法令の規定に基づいて対応していく中身になってございます。

具体的に申しますと、法令の規定により第一種特定有害物質であれば12種類、第二種特定有害物質であれば9種類が調査対象となります。一例として第2種の中で申し上げれば、例えばこれは猛毒でありますシアン化合物についても、使用履歴があった場合には調査をしております。このように病院で使用していたものについて調査をしております。

そのためには、土地の履歴の調査、どういったものを今まで使っていたのか、病院ということだけではなくて、これは1万平米を超える施設ですので、例えばボイラーだとかそういったものなど、今までどんな用途をされてきたのかということをしかり把握した上で、指定調査機関が公正をもって調査をしております。以上です。

会長 議員、どうぞ。

委員 そのようにしっかりと調査をしていただいた結果、仮に土壤が汚染されているとわかった場合には、どのような対策を考えていらっしゃるのか伺います。

会長 環境課長、どうぞ。

環境課長 仮に土壌が汚染されているとわかった場合には、対策の方法としましては、舗装していくとか、封じ込めていくとか、掘削除去、要は汚染した土壌を掘削して、取り除いてきれいな土で埋め戻す、そういった掘削除去などがあります。法令の規定では、汚染の度合いですとか、内容に応じて対策方法を選択することとなっております。

会長 傍聴の方はお静かにお願いいたします。

委員、どうぞ。

委員 病院跡地が安全に利用されているという事例は他にありますか。またあわせて、そこではどのような対策が行われてきたのか、もしわかれば教えていただければと思います。

会長 環境課長、どうぞ。

環境課長 病院跡地の利用事例としてこちらで把握できている範囲では、足立区内の民間病院で土壌汚染があった土地について、これを掘削除去した後、現在公園として利用されている例ですとか、豊島区内の病院におきましては、土壌汚染があった土地について、掘削除去をして、その後、マンションですとかスポーツ施設などとして利用されているとは聞いてございます。

委員 どのような対策はそこで打たれていますか。

会長 環境課長。

環境課長 掘削除去ですので、土壌汚染があった部分について汚染土壌を掘削して取り除いて、新しくきれいな土で埋め戻して、汚染のない状態にして、公園などをつくっていったといった形でございます。

会長 ほかの委員もいらっしゃいますので、まとめて。

委員 最後残り3つぐらいありますのでまとめて伺いますが、今足立区の事例とかも伺いまして、少し理解ができました。

杉並区の今回の計画の場合には土壌汚染があればどのような対策を行うのかというのが1点と、汚染土壌の掘削除去によって、土壌汚染の影響というのは本当になくなるのか。3点目が、土壌汚染対策を完全に実施した場合でも、万が一、後で土壌汚染があると判明した場合は、対応はどのように考えているのか、この3点についてまとめて伺います。

会長 担当課長、どうぞ。

事業調整担当 土壌汚染があればどのような対策かということで、まず1つ目でございますけ

れども、病院跡地の土壌汚染対策につきましては、区と地権者と病院運営法人の3者で締結いたしました協定書がございまして、そちらにおきまして病院運営法人が法令等に基づきまして、全ての自己の負担で調査対策を実施いたします。さらに、土壌汚染が確認された場合には、小学校に利用することに十分に配慮いたしまして、掘削除去を行うとなっております。

また、土壌汚染の影響はなくなるのかというご質問、2問目でございますけれども、そちらに関しましては、汚染された土壌の掘削除去というのを行いますので、土を入れかえることによりまして、対策後は土壌汚染の影響はないものと考えてございます。

また、万が一、後で土壌汚染があると判明した場合の対応でございますけれども、こちらに関しましては、仮に汚染物質が残っていた場合でございますけれども、今後、土地区画整理事業の施行者3者で締結する予定でございます施行協定書というのがございまして、その中で責任について規定してまいりますので、万が一後であった場合も病院運営法人の責任と費用によって確実に対策が行われるものと認識してございます。以上です。

会長 それではほかの委員の皆さん、いかがでしょう。

 委員、お願いします。

委員 お願いをいたします。今回の地区計画は全国で始まっている、こういう施設の老朽化による建てかえ、これがどんどん全国で取り組みが進んでいるのですけれども、特に杉並区のような都市部においては土地の活用も同時に考えていかなければいけない。活用と周辺のまちの課題解決を同時に進めていくには、地区計画の手法が有効であろうと私もこれまでお願いをしてきました。

 世田谷区では、もう90件地区計画をやっています。杉並ではまだ10件足らずということで、規模が大きい分まだ、地区計画をやるということ自体の理解がなかなか進んでいないのかなと感じているところなのです。

 今回この地区計画策定まで見せていただくまで、ここまでになってきているわけなのですが、まず無理のないスケジュールであったと考えるかということ。言いかえるとというか、理解を深めるために、もし地区計画を策定しなかったらどういうデメリットがあったのかという観点でお尋ねをいたします。

会長 傍聴の方はお静かにしていただけますでしょうか。審議に差し支えますのでお静かにお願いいたします。

 特命担当副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 まず最初のご質問の、スケジュールがどうであったかというところでございます。まちづくりの取り組みは、それぞれの地区の実情に応じまして、異なる部分はあるかと存じますが、地区計画の策定に当たりましては、先ほどもご説明したとおり、意見交換会の開催でございますとか、またその後も地区計画素案の説明会、その上で、法定の手続を経て行ってございますので、適正な期間であったと認識をしております。

それから、もう1つの地区計画を使わなかったらどうかということなのでございますけれども、例えば、いわゆるけやき屋敷の緑につきましても、これは民間同士だけの開発ということであれば、そうした緑の位置を決めていく、あるいは緑化率を定めるということはできなかったと認識してございますので、それは地区計画を活用する上での1つのメリットではないかと考えているところでございます。

会長

委員。

委員

ありがとうございます。次に、参考資料4の1ページ目の確認というか、法律にのっとり地区計画を定めていますということで理解はしているのですけれども、この文面を見ていて、2点ほど心配が残ります。

まず、新たな緑の創出というところで、この地域の一番のけやき屋敷の印象というか、良いところ、またそれに続いた緑があるわけなのですけれども、地区計画を定めて、緑被率を定めて、街路樹を植えていくという段になって、これは個人の感覚もあると思うのですけれども、地域のよさを生かす植栽をしてほしいですとか。あとは、歩道状空地をつくりますということで大変ありがたいと思う反面、それによって段差が生まれてしまうのではないかと、このあたりは書き込みがないところで心配しているところですが、この2点はいかがでしょうか。

会長

副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 まず最初の樹木のことでございますけれども、今回地区計画の中でも、先ほどご説明したとおり、方針ということではありますが、沿道の緑地等につきまして、例えば高中木をできる限り植えていくということも定めてございます。緑化率などとあわせて、今後、病院計画の過程におきまして、事業者などと協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、そうした段差のことにつきましても、当然地区計画だけでまちづくりが解決できるわけではございませんので、事業者、あるいは区画整理事業

の施行者などとも連携しながら、そうした点につきましてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

委員

この点、重々よろしく願いいたします。段差は、まちのバリアフリーがなかなか進んでいかない、大規模敷地の歩道状空地をつくることで余計段差をつくってしまっているみたいなどころもあると思うのですよね。十分お願いをいたします。

最後に区民からのご意見をいただいたもの、参考資料6-1の3点お伺いをします。8と33と68に関してなのですが、区からの回答を読ませていただいているところなのですが、3ページのまず8番、この方のご意見は「総合病院は現在の場所での建替えが技術的に十分可能であるとする」とおっしゃっているのですが、これに関しての区の回答というのはどうお考えでしょうか。

会長

3点まとめてお願いできますか。

委員

次の7ページの33なのですが、アセスメントが行われなかったということなのですが、アセスメントというのはどういった場合にすることが決められていて、なぜ今回行われなかったかということと、14ページの68なのですが、小学校移転をした場合の周辺への影響をご心配なさっているご意見なのですが、ここの部分に関しては私もかなり心配をしまして、小学校が移転をしたことで、場合によっては迷惑施設のような、声がうるさいであるとか、チャイムの音がうるさいであるとか、そういったことのご意見を後からいただくとか、あと建物の建て方の影響がご自宅のほうにある場合には、突然隣に大きな建物が建つといったご意見につながっていきやすいか、そんなことをまだ先のことなのですが、ちょっと心配をするところです。この方のご意見等、同じことを心配しているわけですが、この3点に関してお伺いして終わります。

会長

担当副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 最初の病院の技術的などころでございましてけれども、これは当初から区でも方針などの中でも述べているとおりでございましてけれども、病院としては機能の更新を図っていくという観点で、今回けやき屋敷への移転ということをお示しになったという理解でございまして。それを踏まえて、区としても施設整備等方針、あるいはまちづくりの方針などを策定したところではございまして、そうした経過がお答えになるのかなと考えてございまして。

いますが、現在の幹線道路に面した場所からより静かな環境に移転をするということ。また、校庭が地上に現在の1.5倍程度確保されるということ、また、仮設校舎の確保などが不要になるということなど、教育環境の向上と見込まれているところでございます。

また、オープンスペースの確保というようなことで、地域の防災性向上にもつながるものと、このようなところがB案のメリットということで、いわゆるA案、B案につきまして比較検討を行った結果、全体最適、長期最適の観点でB案としたと、このような経過かと認識してございます。

会長

事業調整担当課長、どうぞ。

事業調整担当

病院跡地の事例でございますけれども、例えば沖縄県で赤十字病院の跡地において特別支援学校を整備しまして、2021年4月に開校予定でございます。また、大阪の箕面市でございますけれども、市立病院の跡地を学校建設用地とする決定をされております。以上です。

会長

委員、どうぞ。

委員

先ほど勉強してから質問しろというやじがあったので、私もその点、それ以外に兵庫、それから大阪、そして、いろいろ事例を当然学んで、区としてもしっかりとそれが可能なかどうかという説明責任を果たすよう求めておきます。

2つ目に、河北病院の位置がハザードマップで2メートルの浸水が想定されています。温暖化の気温変動で、浸水被害を受けた地域はどこもこの100年間で水害があった地域、これが都市化されて住宅地となった地域です。河北病院のあの地域にそうした実績はあったのかどうか。

それから、駅周辺の浸水被害があり、低地となる河北病院へは当然流れ込むという心配は住民の中であって当然です。しかし、地下貯留管の設置で駅周辺は一部改善されましたが、その後も浸水が起きています。これに対する対策はどのように講じられているのか。杉一小が移転するまでに間に合うのか、その点お聞きします。

会長

土木計画課長。

土木計画課長

まず、これまでの小学校移転用地に被害があったかということですが、ハザードマップにも記載してございますけれども、昭和56年以降で浸水履歴はございません。ただ、その周辺の区域で一部あったということは記載してございます。

今後の取り組みですが、現在東京都下水道局におきまして、桃園川流

域の水害を軽減するということから、第二桃園幹線の整備を現在進めているところ。小学校の移転時には整備は完了しているということから、これまで以上に水害対策の安全性は高まると認識してございます。

会長 傍聴の方はお静かにお願いできませんか。ルールを守って静かに傍聴されている方もいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 若干補足ですけれども、河北総合病院自体が地下にレントゲン室等々ございまして、数十億円の機材を置いてございます。そういったところにも当然今のところ被害がないと聞いてございます。

委員 緑の保全は確かに最重要課題であります。けやき屋敷は区が買い取りすべきだという意見がかなりこの中にもありまして、その現実性はあるのかどうか。

また、けやき屋敷を守るには、これまで地主さんの大きな負担によるものであります。けやき屋敷の土地を守る方法として、地主さんは病院の移転先としてこの土地を貸して維持する方法を選んでいきます。これに区がかかわり、小学校の移転とあわせて地区計画した理由、先ほどお聞きしましたが、もう少しそのあたりをしっかりお答えください。

会長 担当副参事。

特命事項担当副参事 まず最初のご質問につきましては、先ほど引用させていただきました資料の3ページにも書いてございますけれども、地権者の方のお考えという意味では、現在の病院移転ということでございますので、そうしたお考えはなかったのではないかと認識をしてございます。

それから、地区計画によります緑の保全ということでございますが、これにつきましては2つございまして、1つは、地区施設ということで緑地の位置を決めていくというところでございます。これにつきましては、けやき屋敷の西側部分を緑地として定める考えでございまして、ここの部分につきましては、武蔵野の屋敷林の典型的な形、けやきとシラカシの列植が残るところでございまして、ここをまとめて残すことなどを緑地として地区計画の中で定め、それを避けた形での病院計画を誘導したいという考えです。

それからもう1つは先ほどもお話しした緑化率でございまして、これを緑化率の条例の上限でございまして25%ということで設定をすることで、それらとあわせて緑の保全、新たな緑の創出という観点で取り組むという考えでございまして。

会長 委員。

委員 最後に、救急車が年間8,000台を通過する商店街の危険性、災害時に建物倒壊によって通過できなくなる事態を避けることも急務でした。今回の計画では、この救急車両、緊急車両はどのような流れになるのか。また、通学路、学校ができますから、歩行者の安全はどのように図られるのか、この点、最後にお聞きします。

会長 担当課長、どうぞ。

事業調整担当 今回の計画では、杉一馬橋公園通り、病院の北側を相互通行として拡幅しまして、さらにプラス歩道状空地とかも設けられますので、そういった面では、救急車は主にそちらから入ってくることになる考えです。また、小学校への通学の面も、今より広い歩道とか空地ができますので、より安全になるものと考えてございます。

会長 では、委員、どうぞ。

委員 まずいろいろ聞いていきたいのですが、先ほどあった意見書の提出についてなのですが、地区計画案への意見については31名から意見書が提出された。58件の意見が寄せられ、意見書の要旨としては97の意見が示されていると思います。そのうち計画に賛同する意見というのは1割弱程度なのかなど。そのほか計画の見直しや計画反対に関する意見、計画を懸念する意見ということになっています。

これらの結果にも示されているとおり、計画案への住民の理解、全く進んでいないと思うのです。計画見直しを求める声が非常に多く寄せられているというこの事実について、区はどのように認識しているのか確認しておきます。

会長 副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 地区計画などの都市計画案でございますけれども、これにつきましては先ほどもお答えいたしましたけれども、まちづくり計画の策定やそれを踏まえて地区計画の段階でも素案、それから原案、案という形で手続を重ねてきたところでございます。

そうした過程の中で、意見交換会などございました。これは地区計画でございますので、地区の方に新たに制限を課す部分もございますので、そうした方々の意見交換、あるいは原案の手続などの中で、相当大きな異論というのはなかったと考えてございます。

したがって、もちろん今回意見書の中では、小学校の移転ですとか、そうしたことへの反対意見はございますけれども、地区計画などの部分につきまし

ては、これまでの手続の中でのご意見なども踏まえて、本日都市計画審議会に示している段階と、このように考えてございます。

委員 ご意見を踏まえてということなのですからけれども、ご意見が出されて、この原案から計画案になるまでに、何か変えられた点は先ほどないというようなことをおっしゃっていましたが、意見を踏まえて変えていないわけですね。そういうことについて、住民との合意形成を着実に積み上げていくというプロセスが全くしっかり行われていないと指摘せざるを得ないのですが、その点はどのようなのでしょうか。

 あと、意見書提出についての実務的な手続についてもお聞きしたいのですけれども、他自治体ではメールとかウェブフォームなどで実施している例があるのか、ないのか、その点区は確認しているのかとか、その点もお聞きしたいと思います。

会長 担当副参事。

特命事項担当副参事 最初の質問でございますけれども、少し繰り返しになりますけれども、地区計画につきましては、原案から案という段階でございます。原案につきましては、法的な利害関係を有する方などを対象にこれはご意見を伺っているわけでございますが、それにつきまして先ほど申し上げたように相当大きな異論はないということ、それから、原案のご意見、これは区域内の対象の方から2件ほどございましたけれども、それにつきましては区の上位の方針、まちづくりの方針や都市マスなど等踏まえても、妥当性があると考えて修正を行わずに案としてお示ししたものでございます。

会長 管理課長。

管理課長 他自治体でそういった例があるかということは承知しております。その中で、今後検討していきたいと先ほどお答えした通りです。

会長 委員。

委員 承知しているのだったら、例えば、区としての回答に、個人情報に言及するケースも想定されることから、より確実な到達手段である郵送・持参に限定したものですということがそもそも間違っているのではないですか。ほかの自治体ではやっているわけではないですか。

 住民にとっては、貴重な意見を上げる、本当に数少ない手段なのです。ごく短い期間でこれが実施されたと。その短い期間でメールやファクスすら送れないというのは、こういった意見を上げるという重要な手続がしっかり果たさ

れていないと指摘せざるを得ないのですけれども、もう1回これをやり直すぐ
らいのことが必要なのではないですか。どうなのでしょう。

会長 管理課長。

管理課長 ただ今のご意見は十分真摯に受けとめまして、今後きちんと対応してまいりた
いと考えております。

会長 委員。

委員 十分真摯に受けとめたいということであれば、きょうこの都市計画審議会で答申
を出すという段階ではないのかなと思うのですが、その点はどうなのでしょう。
もう1回、メール、ファクスも受け付けますよという手続をやる必要があるの
ではないですか、どうでしょう。

会長 管理課長、どうぞ。

管理課長 意見提出の方法について今後検討していく余地はあるとお話しましたけれども、
この間、長い期間をかけて意見提出の機会など、十分な時間をかけて審議会に
諮問していると考えておりますので、今回のこのことを持って、意見提出をや
り直すという考えはございません。

会長 委員。

委員 十分機会をとったということなのですけれども、だったら11ページの(6)
の意見書提出に関する意見はこんなに寄せられないですよ。こんなに寄せら
れているのをどう考えているのですか。先ほども、私とは会派の立場が違う方
からもこれについては言及があったではないですか。その点、どう考えている
のですか、確認します。

会長 管理課長。

管理課長 繰り返しの答弁になりますが、今回のことも踏まえて、今後意見提出の方法に
ついては検討してまいりたいということでございます、

会長 委員、どうぞ。

委員 全く納得できないと思うのですね。意見の中には、住民への説明が不十分であ
るというもの、また、住民を交えた話し合いの場合が少ないというもの、住民
参加の場を求めるもの等々の意見が数多く見られています。この間も区は説明
をしてきたと繰り返していますが、これらの意見が寄せられているということ
は、それがしっかりと受けとめられていないということだと思えるのですね。

毎回指摘しているのですけれども、杉並区というのは自治基本条例というもの
を持っています。住民参画の保障というのが明確にうたわれていると思うので

すね。それを踏まえれば、今回の手続というのは、その理念とも乖離している
ということを指摘せざるを得ないのですが、どうでしょうか。

会長 まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長 この間、先ほど冒頭ご説明いたしましたけれども、都市マスの改定であり
ますとか、まちづくり基本方針でありますとか、まちづくり計画の策定、それ
に至るまちづくり勉強会の開催等々、さまざまな機会を通じて住民の方、地域
内の方に参画いただいたということでございますので、さまざまな議論の過程
を経てこの場に至っていると。その過程においては、区議会、都市環境委員会
等々にもご報告してございますので、その点については住民参画の趣旨という
のは踏まえているということでございます。

会長 委員。

委員 住民の参画というのは、例えば情報提供などについてもしっかり行われるとい
うことも明記されていると思うのですけれども。

例えば、地区計画の大前提となる区画整理事業でも、土壌汚染調査の実施した
のかどうかもよくわからない、換地の公平性などに関する情報についてもしっ
かりと住民に示させていない。都の自然保護と回復に関する条例にかかわる協
議の実施なども多分実施されていないというところだと思うのですけれども、
こういったところで計画決定に進み始めるということが、住民の参画を全く保
証していないということにほかならないと思うのですが、その点はどのような
でしょうか。

会長 特命担当副参事。

特命事項担当副参事 区といたしましては、地区計画を策定につきましてこの間取り組んできた
ところでございますが、本日席上にお配りしたとおり、さまざま地区計画以外
の部分でもご意見をいただいていることは承知をしているところでございます。

そういった意味で、この「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりに関する主なご
意見にお答えします」ということで、こうした印刷物なども用意いたしまして、
地区の皆様、これはホームページでも公開してございますが、そうした取り組
みを行っているところでございます。これらを通じまして、北東地区のまちづ
くり全般に関するご意見を伝えつつ、地区計画等につきましては、都市計画法
に定める手続などを適正に行ってきたものがございます。

会長 委員。

委員 その点で確認したいのですけれども、計画に賛同する意見のほとんどが「その

他都市計画全般に関する意見（参考意見）」となっていると思います。

議案1から4にかかわるものとしてこれは提出されたものではないということなのでしょうか。確認しておきます。

会長 副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 議案1から4ということについてのご意見でございますけれども、意見書のタイトルが都市計画案ということになっておりましたので、こういった形で参考意見ということで整理をしたものでございます。

会長 委員。

委員 賛同意見だけが「その他都市計画全般に関する意見」でひとくくりになっていて不思議なものだと思うのですね。

多くの住民の皆さんがやはり地区計画について、私の意見はこれだろうということで、議案1、2、3、4にしっかりと絡めて出しているわけですね。逆に賛同意見というのはあくまで抽象的なもので、そういったものがその他都市計画の参考意見という形でひとくくりになっているということに非常に私は違和感を感じています。

次に、緑の保全について少し具体的に聞いていきたいのですが、意見書提出の内容にもさまざまな形で書かれていたのですが、計画案では緑の保全、創出など一定示されていますが、大径木の7割を伐採しかねない計画となっていると思います。

地区計画では保全する樹林地がL字形での緑地1号、2号となりますが、この緑地1号、2号の面積というのは、屋敷林全体の面積に占める割合というのはどのぐらいなのでしょう。その点確認しておきたいと思います。

会長 副参事、どうぞ、

特命事項担当副参事 緑地1号、2号合算したものが約2,000平方メートル程度でございます。屋敷林が幾つかというところは、区として面積というのはどこを敷地と捉えるかということは把握してございませんのでお答えしづらいのですが、おおむね今回医療施設地区が1万2,000平方メートル程度でございますので、その中では約20%の緑地の範囲かと考えております。

会長 委員。

委員 屋敷林の面積が7,135平米ということなので、大体1号、2号合わせて29.7%になるのですね。既存の屋敷林と比較すると、保全される緑地が大幅に減少するということになると思います。

例えば、緑地保全を強化していくということなのであれば、医療施設地区の建ぺい率を60%ではなくて50%などに引き下げるということはできないのでしょうか。その点、確認します。

会長 副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 医療施設地区の容積率の変更につきましては、区の都市マスにおきまして緑の保全を図りつつ、一定の計画的な高度利用を図るとした、そうした都市マスの位置づけを踏まえて、今回容積率の変更という案をお示ししたところでございます。

なお、建ぺい率のご指摘でございますが、先ほどもお話したとおり、我々としては保全すべき緑地の位置を確実に定めていくことが必要かと思っておりますので、こうした対応が適当であると考えたものでございます。

会長 委員。

委員 住民から緑地の保全を求める切実な声を寄せられているのですね。本当に貴重な緑だと思っているので、その点では、今の1号、2号しか残らないというのは本当に大きな問題だと思いのですね。

先ほどからも質疑もありましたけれども、緑被率25%というものについて引き揚げを求める声が寄せられているというのは、まさに当然のことではないかと思うのですが、この緑被率25%について、これを引き上げている自治体の事例について、区は把握しているでしょうか。確認しておきます。

会長 副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 以前にこの審議会などでも委員のほうからもご指摘をいただいた件ということについてであれば存じ上げておりますけれども、ただその例につきましては、いわゆる敷地面積から建築面積を除いた部分での緑化率の算定ということでございました。今回お示ししている案は敷地面積全体での緑化率の算定ということでございます。そういった意味で、前提を異にするものでございますので、一概に比較はできないのではないかと考えてございます。

会長 委員。

委員 比較できないというか、緑被率の条件25%といたしつつ、緑被率の上限40%に設定している事例だってあるわけですよ。だから、やり方としてはいろいろな形に縛られずできるはずなのですね。上限を25%という形で決めてしまう必要はないと思うのですよ。そういうことは物理的に可能だと思うのですが、そういった検討はされているのでしょうか。確認します。

会長 副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 繰り返しの答弁になりますが、今の事例と私どもの確認している事例が同じということであれば、それは緑化率を算定する前提が異なっているのではないかと考えてございます。

そういった意味で、我々といたしましては、この間、まちづくり方針の策定、あるいは都市マスの改定がございましたが、これらの趣旨を踏まえて、現在の考え方を策定し、またお示しをしてきたものでございますので、この考え方で進めてまいりたいと存じます。

会長 委員。

委員 緑被率が25%で、後退と区は考えているのかどうか、その点を確認しておきたいと思いますが、どうでしょうか。

あと、対象区域については、区みずからが「杉並らしいみどりの保全地区」という形で指定をしています。保全地区指定の理由に、樹木の減少に歯どめをかけるためみたいなことを説明していますが、それにもかかわらず既存樹木の7割が伐採されるということであれば、区の姿勢としても緑の保全地区という指定と矛盾していると言わざるを得ないのですが、どうでしょうか。

会長 副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 どの程度の緑を伐採するかということにつきましては、今後、病院計画の具体化の中でまた検討すべきものかと考えてございますけれども、今回我々といたしましては、地区計画という手法を活用いたしまして、保全すべき価値のある部分を確実に残していくという考え方、それから、緑化率という形で緑の保全・創出を図るということでございますので、緑施策の後退というふうには考えてございません。

会長 都市整備部長。

都市整備部長 緑については、保全・創出と言っていますので、こちらの地権者のけやき屋敷の緑は可能な限り保全していきたい。そのほか、この地域全体で、病院跡地には学校を移転し、そこで緑を今度は創出をしたいという考えでございます。

また、けやき屋敷のほうは、やはりこちらのほうには現在城西地区にございます、河北総合病院が持っている400床という、これを別の地域に移ってしまえば、この杉並地区に1床たりとも設けることができません。東京の中で城西地区というところに、地区の中で病床数が決められていて、この阿佐谷の地域から仮に移転してしまえば、1床たりとも設けることができません。そういった

中で、杉並区全体を見て、また阿佐谷地域を見て、このけやき屋敷のところ
に病院 400 床を設けたいと、地権者の英断とともに、この総合病院の判断でここ
に 400 床を確保するために、緑の可能な限りの保全、そして、地区計画の中で
やはり新しく緑を創出するという考え方で、この地区計画を示しているもので
ございます。

会長

委員。

ほかにご発言を求められる委員の皆さん、いらっしゃいますか。意見でも結構
ですけれども。ほかにはいかがでしょうか。そちらも。

ということですので、時間を少し気にしていただきながら、山田委員、お願い
いたします。

委員

緑の保全についての質問をしているのですね。緑の保全と病床を確保するとい
うのは、ある意味対立させるような考え方はやめたほうがいいと思うのです。

そもそも緑の保全というのは、できる限りとかそういったもので抽象的な話で
済ませるものではないと思うのです。しっかりと明確に規制をかけて守ってい
かなければ、守れないものだと思うので、そのあたりできる限りという表現が
こういうところに出ているということについて、すごく違和感を感じざるを得
ないと思うのです。

あと、次の質問に行きたいのですが、緑の保全というところで、新たな
緑を創出すればいいというようなものではないと思うのですね。

生物の保全というものに少し触れていきたいのですが、この間も取り上げてい
るのですが、希少動物のツミが確認をされています。環境省の「猛禽類保護の
進め方」では、営巣中心域について「区域の改変や立ち入りは繁殖の失敗、繁
殖地の放棄につながるおそれがある。この区域においては、住宅、工場、鉄塔
等の建造物、道路の建設、森林の開発は避ける必要がある」などと示されてい
ます。

都の「開発許可の手引」では、オオタカ以外の希少な猛禽類についてもオオタ
カの扱いに準じるとして、行為地が樹林地である場合、現存樹木の樹高以上の
幅の残存緑地を残すこと、建築物の擁壁等の工作物は高木植栽やつたなどによ
り可能な限り隠蔽することなどと示されています。

今回の地区計画案では最大 40 メートルの高さの病院が建てられるということ
になれば、このツミの保護にも重大な影響を与えることになると思います。地
区計画に当たっても保護を考慮することが求められていると思いますが、この

点について区の認識を確認したいと思います。

会長 副参事。

特命事項担当副参事 地区計画の手續と都条例の手續につきましては、これは別の制度と考えてございます。地区計画につきましては、先ほど来答弁しているとおおり、都市計画法に基づく手續を適正に進めていくということで、これまで行ってきたところでございます。

なお、自然環境に関すること、これは施行者において適切に今後行っていくものでございますし、また、まちづくり計画全体という意味でいけば、これは総合的まちづくりの観点でございますからそれは連携しながら取り組んでいくという考え方でございます。

会長 委員。

委員 生物の保全についてだって、地区計画と綿密にかかわっていると思いますよ。だって、40メートルの高さの病院が建てられるということになれば、ツミの保全にだって大きな影響を与えるではないですか。全く別の話と区切られるものではないと思うのですが、その点どうなのでしょう。

樹林地というのはツミの生態系にとっても貴重な役割を持っていると思います。大径木127本のうち7割程度が伐採されることになれば、保全にも重大な影響を与えると思うのですね。

本来であれば計画が保護上で妥当なものなのかどうか。詳細な調査が実施されて、保護策については都と協議して、その計画の適否を判断するということが求められると思います。

今、都との協議というのは完了していないと思うのですが、この地区計画で用途地域等の見直しを先行させていくということは、この希少動物の保全を無視しているという態度と指摘せざるを得ないのですが、その点の区の認識を確認したいと思います。

会長 副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 繰り返しになりますが、地区計画の策定の都市計画の手續と都条例に基づく手續、これは基本的には別の制度でございますので、地区計画としてはその都市計画法に基づく手續などを適切に進めていくという考えでございます。

一方、都条例につきましては、区画整理事業の施行者におきまして調査を行っておりまして、現在、保全策を検討中と聞いてございます。今後、これまでの調査結果、あるいは専門家の意見聴取を踏まえて、都の環境局との協議を進め

ていくものと認識してございます。

会長
委員

委員。

だから、地区計画で最大40メートルの高さが認められることになれば、ツミの保全と相いれませんかということを指摘しているのですよ。全く別のものではないと思います。

計画案では、このツミの保護を考慮せずに、都の自然の保護と回復に関する条例をも無視していると言わざるを得ないと思います。

自然環境の保全などは、まさに地区計画にかかわるものですよね。地区計画の策定の段階で都との協議を踏まえた自然環境の保全策、対応策なども示されるべきだと思います。都の協議が完了しないまま、地区計画などが決定されていくということは、到底許されないと指摘しておきたいと思います。

次に、災害の問題について少し確認していきたいのですが、地区計画案における災害について安全・安心なまちという項目があるのですが、防災上の問題を懸念する意見が多数寄せられています。特に教育施設地区については水害ハザードマップでは低湿地、浸水想定エリアということなのですね。浸水想定エリアに、例えば水害発生時に住民が避難をするということになれば、それこそとんでもない事態なのではないかなと思うのです。

先ほど他の委員が、過去の事例はどうだったのかということも指摘していました。過去の事例は確かに大事なのですが、今想定を超えるような水害が多発している状況なのですね。だから、国の方針としても、予想できないような水害にも対応するようにという形で見直しが行われていると思うのですね。それを受けて、水害ハザードマップも区が改定をしているという状況ですので、こういった浸水想定エリアに避難するということを適当だと区は考えているかどうか、確認したいと思います。

会長

土木計画部長

土木計画課長

今回改定したハザードマップの条件ですけれども、最大の考えられる降雨量をもとに算定してございます。今後、今回の建物とか病院とか、小学校の建物につきましても、浸水施設とか貯留施設を設けまして、基準の対策量を上回るような設置や指導をまいりますので、今よりもかなり安全性は高まると思います。

会長
委員

委員。

いまいちイメージが湧かないのですが、確かに小学校をかさ上げして高

ところに持ってくることは可能かもしれないのですが、そうすると住民はじゃぶじゃぶ浸水しているエリアを通りながら小学校に向かっていくということになるのですか。普通、高台に避難しますよね。じゃぶじゃぶ浸水しているエリアを入りながら安全な小学校を目指すのですか、その点確認したいと思います。

会長 土木担当部長、どうぞ。

土木担当部長 今回の移転用地の浸水想定なのですけれども、1メートル以上2メートル未満というところは、敷地全体の約9%程度です。ゼロから1メートル未満というところが半分以上、大多数でございます。小学校の建築につきましては、この地盤ですとか高さを考慮して設計すると考えております。

それから、避難する道路についてですが、これは仮に現在の小学校への避難であっても、今回の移転先の避難であっても通行する道路については同じでございますので、それは今回避難所としての運営については防災課のほうでも、場所と高さを考慮して運営していくと考えてございます。

会長 委員。

委員 1メートル未満であったって、非常に危険なものは危険なものなのですよ。大体今の杉一小というのは、比較的そのエリアの中では高台にあって、杉一小自体が安全なのに、わざわざ低地の場所に移転するということが自体が住民の理解を得られないのではないかと思いますので、その点はどうなのでしょう。

防災課長 先の第4回定例会でもご答弁申し上げておりますが、必要な安全対策はしっかり行っていくということでございます。

会長 委員。あとどれぐらいの予定ですか。

委員 もう間もなく終わります。あと3問ぐらいです。

会長 では、お願いします。

委員 だから、具体性が全くないのですね。大丈夫だとか、安全だとか、対策をするなどと言ってもその中身がないので、住民にとっては全くわからないわけですよ。そういったことが具体的に示されもしないので、その点について住民の懸念の声が広がっているのだと思うのですね。

次に、病院跡地の土壌汚染問題、先ほども出されたのですが、土壌汚染調査は現時点で実施されていないという理解でよいのかどうか、改めて確認しておきたいと思います。

あと、この間、病院には問い合わせ中ということだったのですが、住民の方が開示請求をしたところ、問い合わせ内容については不存在の扱いになったと。

なぜ問い合わせをしているのに文書が不存在なのか、全く意味がわからないのですが、この点についてはどうなっているのかを確認しておきたいと思います。

会長 担当課長。

事業調整担当 病院の土壌汚染調査につきましてはまだ調査中ございまして、当然私どもから病院に依頼したのが電話でと聞いておりますので、不存在というふうになってございます。

会長 委員。

委員 土壌汚染調査はすごく重要なものだと思うのですが、これは文書とかで問い合わせをしたのではなくて、電話で確認したということなのですか。確認したいと思います。

事業調整担当 そのように聞いております。

会長 委員。

委員 電話で確認するような事項なのかなと思うのですが、その点はどうか。すごく重要なやりとりを区は電話で確認して、文書も残さないということなのですかね。その点、確認しておきたいと思います。

会長 副参事、どうぞ。

事業調整担当 今、委員がおっしゃっているのは、私が電話をしておりますけれども、そこでは土壌汚染というか、そういうことは可能性があるということもあるので調査をしたほうがいいですよというお電話を差し上げて、調べているところでございます。

今後、先ほど環境課長からもご答弁差し上げましたけれども、法令の規定に基づく調査の前の前提の話でございまして、今後、法令に基づいて調査をしていくということで、これについてはまだ着手はしておりません。

会長 委員。

委員 調査に着手していない、今後実証するということなのだと思うのですが、地区計画の安全・安心とはほど遠い事態なのかなと感じざるを得ません。

例えば、この間も地歴調査は例えば病院が運営していても実施できるのではないかとことをさんざんいろいろな人が求めていますけれども、その点はどうか。地歴調査というのは、例えば過去の資料にさかのぼったり、関係者に聞き取り調査をするなどということによって、そもそも可能性があるのかどうかを判断するというものが地歴調査だと思うのですが、そのあたりについては、今の時点でも十分に実施できると思いますが、どうなのでしょう。

会長 副参事、どうぞ。

事業調整担当 ただいまの地歴調査、1つは今までどういう土地利用をなされていたかということにつきましては、住宅地図等を調べているというのは行っております。これは、今後の調査を迅速にするためでございます。

それから、特定有害物質の使用とか排出状況について、これはきちんと調査しなければいけません。これはヒアリングも含めて、さきほど環境課長がご答弁いたしましたけれども、指定調査機関、それにきちんとさせるということで、これについては先ほども申し上げましたけれども、着手はしておりませんが、今後これについてはきちんとやっていくということでございます。

会長 委員。

委員 今の時点で、病院が運営していてもできる調査を実施していないというのは、理由にならないと思うのですよね。それをちゃんと実施してほしいということ。を区は強く求めるべきではないかと思うのですよね。そういったことが行われないうままどんどん計画が進められていくということ自体、住民の合意を得るということは全くできないと指摘せざるを得ません。

この土壌汚染の可能性については、この間もさまざまな形で取り上げているのですけれども、例えば換地が行われた場合に、土壌汚染があるなしが不動産評価の中でもスティグマとして扱われて、換地に重大な影響を与えるということも、いわゆる一般的な不動産鑑定の中では当たり前の事象とされていますけれども、そのあたりはどう配慮されているのでしょうか。確認します。

会長 用地担当、どうぞ。

用地調整担当課長 土地評価の過程の中で、土壌汚染の有無の評価につきましては、土地評価基準を作成する時点において、前提条件であります病院が自己の責任を持って対応するという前提においては、評価の中に組み込まなくてもよろしいというご意見を評価委員のほうからいただいておりますので、今回の評価の中に入れないうことは問題ないと考えております。

会長 ただいまの質問は完全にこの地区計画からは外れているように思います。

委員、どうぞ。

委員 今の意見をこういう都市計画審議会場で実は言えないのですよね。意見の60番について換地の問題が指摘されているのですけれども、地区計画に当たらないとして、地区計画とは別に扱われていると。だけれどもこの換地は地区計画の大前提となる問題ですよね。だから、こういったものが全く別に切り離

されて、これはだめなのですよという話になってしまうと、それこそ住民の合意を得るための重要な事項の1つである問題が全くないがしろにされていかにざるを得ないという問題があると思うのです。

特にこの換地指定については、議会、区民に事前に示すことなく3者の協議によって進められていると、行政財産の取り扱いとして私は重大な問題があることを指摘しておきたいと思います。

このような地区計画の大前提が区民との合意形成のないまま進められているということは、到底認められないということを指摘して終わりたいと思います。

またこの後ちょっと意見を1点言いたいので、よろしくお願いします。

会長 それでは、委員でしょうか。

委員 意見でもよろしいですか。

会長 皆さん意見でしょうか。

委員 ちょっと質問いいですか。

会長 では、質問をお願いいたします。

委員 さっきの緑の関係のやりとりの中でちょっと気になったのですけれども、緑化率40%という地区計画を定めているところが、やりとりからするとあるようだと。その答弁に対して、担当課長からは、40%の緑化率を決めているその前提というのが、敷地面積から建築面積を除いた、いわば残りの空地に対して40%の緑化率を定めるというご答弁だったと思うのですね。

そうすると、今回建ぺい率6割ということでありますので、敷地面積から建ぺい率6割最大建てたとすると、残りは40%ですね。40%のところ緑化率40%ということは、それは計算上16%ということになるわけですね。ですから、私は、この現在案として示されている地区計画の緑化率が敷地面積に対して25%というのは、非常に量的には多い形になっていると考えるわけですが、ちょっとその点確認させていただけますか。

会長 副参事、どうぞ。

特命事項担当副参事 先ほどのその40%の事例が私のほうで把握したものと同様であるとするならば、今委員がおっしゃったとおりの見解でございます。

会長 ほかは、それでは。委員でしょうか、どうぞ。

委員 ちょっと質問を絡めたような話で聞きたいのですが、質問というのは、今の緑化率、緑被率についてなのですが、ここのところが非常に大きな懸念を呼んでいるというか、多くの人の不安がもとになって、さまざまな反対意見に

なっているのだと思います。

実際に問題としては、プロセスの問題と計画案自体の問題とあると思うのですが、その両方にかかわってくるのが、この今言われている25%の緑化率というのが、一体どのようなものを実現するのかというようなパース1つないこの示し方、これがさまざま憶測を呼んでいるような気がするのです。

例えば、シンガポールのように、まさに医療施設と地域とグリーンが一体になったような、そういう地域の計画みたいなものも可能だと思うのですね。そういうようなものをもし示してもらえるのであれば、今の状態と、いかに変わった状態になるのかというギャップが理解できると思うのですが、そういう何か具体的なイメージ図というようなものというの示されて、その上で議論されているのでしょうか。何かそこが、私には少なくともそういう資料がなく、単なる平面図に書かれた数字でしかないという気がするのですけれども。今まで模型などを写している写真は拝見しましたが、実際のイメージということに関しては、どんなふうに一般の区民に知らされているのでしょうか。

会長 事務局、どうですか。

副参事。

特命事項担当副参事 北東地区のまちづくりの手順ということからご説明しますと、まず第一段階が本日ご審議いただいておりますようなまちづくりのルールということでございます。それから、第2段階が土地区画整理事業などの道路整備でございます。そして、それと順次行われる施設整備を経て完成していくものだというところでございます。

今委員がおっしゃったような視点、これは大切だと私どもも考えてはございますが、基本的には建て替えに応じた対応になってございますので、現時点ではそうしたものはお示ししていない状況でございます。

会長 委員。

委員 それで、私の意見としては、こういう進め方というのはいつまで経っても平行線になってしまう可能性が高くて、やはり具体的な、それがどの程度の実現性があるのかというパーセントと、それから、具体的な事例の案としての具体案がどういうふうになるのかというビジョンを示さないと、議論しているイメージがつかめていないということでは、なかなか議論がかみ合わないという気がします。

だから、単にこれは数字の問題ではなく、具体的な、それも単純に医療施設と

というのが単なる民間事業者ではなくて、まちと一体としてつくり上げていくという、地区計画をしているというのはまさにそういう目的だと思いますけれども、そういう意識を持って民間からも参加をしてもらおうような形で、この構想というのを明らかにしていけないと。その前の時点でなかなか判断するということは大変危険をはらんでいるような気がします。

会長 ご意見ということによろしいですか。

 では、委員も意見ということ。

委員 これまでもさんざん取り上げてきたのですが、計画案については、けやき屋敷の樹木の保全を求める多くの区民の願いにも、区みずからが定めた緑地保全方針にも、都の自然保護と回復に関する条例が定めた保全の原則にも反するものということを指摘しておきたいと思います。

 希少動物ツミの保護策もとられておらず、土壌汚染の可能性が高い病院跡地への小学校移転などの問題についても、適切な調査結果すら示されていません。浸水地、軟弱地盤への小学校移転問題や、区民の財産でもある公有地が住民も議会もかかわらないまま仮換地指定されるなど、問題が山積している状況です。

 この地区計画をこのまま進めていけば、阿佐谷地域に重大な禍根を残すことにもなりかねません。今後の杉並区全体のまちづくりのあり方にも深刻な影響を与えるものです。

 よって、議案1から4については到底認めることはできません。そのため、議案1から4については反対いたします。会長におかれましては、挙手による採決をお願いいたします。以上です。

会長 ありがとうございました。

 それではご意見頂戴いたしましたので、採決……。

 どうぞ。

委員 先ほど質問ということだったので質問だけにとどめさせていただきました。

 今回のこの阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画について、私の受ける印象というのは、非常にこれはダイナミックなまちづくりの計画ではないかと。通常、自分の土地の建てかえを都市計画ないしは建築基準法を活用してやっていこうとする場合は、どうしても自分の土地のことだけにとどまってしまう。

 今回小学校の建てかえということと、病院の建てかえということと、さらには、区民の皆さんが非常に大事だと思っている、これは地権者の方のご努力でこれまで残されていたけやき屋敷、樹林地の保全、さらには、非常に狭い道路

に面した商店街というものの通行の安全性、日常の利便性、さらには、にぎわいを一層取り戻していくというようなことも全部含めた形で、複合的にされています。

通常の都市計画とか建てかえだと、なかなかよその土地と組み合わせた形の取り組みということはできないので、みずからの土地だけで建てかえなどを進めようとする、どうしても仮移転、そして戻っていくという、そういう時間のかかる、そしてまたそこで事業をやったり、生活をしている方にとっては非常に困難な時期をそこに含まざるを得ないというようなものが、今回のまちづくり計画案というのは、非常にうまく組み合わせて、そういった仮移転もなしに建てかえをうまく進め、なおかつ樹林地を保全していくと、こういう構図というのは、実は都市計画の中でもそんなに事例を見るものではありません。

渋谷で、全然土地柄は違う大規模商業地ですが、あれも非常に複雑にからみ合った、地権者も違うものを協議、調整しながら更新を実現していこうとする。あれはああいう大規模商業地における事例なわけですけども、この阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりは、もう少し地域に密着した拠点の駅近辺ということではありますけれども、それを実現する非常に好事例かなと私は思っています。

先ほどから議論がありましたけれども、緑の保全ということについて、確かに現在けやき屋敷のところはほかでは見られないぐらい希少な緑として残されている。でも、実はそれはなぜそうやって残されているのかといたら、地権者の思いがあつてのことなわけですね。

杉並区も、戦後の写真などを見ると、いたるところ樹林地があり、農地も広がっている、そういうまちだったわけです。それが、戦後以来ずっと開発が進み、また住宅難がある中で住宅を建設したりする中で、実はこれまでも今建物が建っているところは、そういった緑を壊してつくられたところにいると。

そういう中であって、いい悪いということはいいませんけれども、ある面で、私が住んでいる土地も昔は緑だった。それを残念ながら潰しながら今住んでいる。そういう中であって、けやき屋敷というのは、ずっと地権者の思いで残されている。そういう面では、この地権者の方が全てそのままということではないかもしれませんが、その樹林地を残すということについて積極的な意向を示していただいたことで、初めてこの地区計画がそれを対応するような、緑化率というような規定も含めて実現することができた。そして、土地の入れかえによって、仮移転もないような建てかえをうまく進めるようなことができ

るようになった。そういう面では非常にいい計画だと。

それから、それが一部の方の恣意的な思いで実現されようとしているのかという意見もあるようですけれども、先ほど来、区からの説明にあった資料2とか3を見ると、非常に地道にそういったダイナミックなまちづくりを進めるためには地権者の協力が必要だから、区は非常に綿密な努力をされています。そして、都市計画ということ考えたときに、マスタープランをちゃんと、そうした北東地区のまちづくり方針、基本方針という形できちんと位置づけて、そういった上位のマスタープランとも整合する形でこの地区計画がつくられています。

ですから、単に思いつきの話ではなくて、都市計画の面で見ると極めて計画的な取り組みの中で、整合性を保った形でこの計画ができ上がっている、こういうことができたのも、区の皆さんの非常に地道な努力の賜物かなと思っています。

そういった面で、これからまだツミの保護とかそういったようなことについて、手続的にはまだまだやるべきことはあるわけですが、地区計画というのはそういったものも含めてそこで全て解決するようなものではなくて、この地区計画に基づいて具体的に立案される建築計画、そういったものに合わせながらやるべきものがその時点できちんとやる。土壌汚染の問題もそうだし、ツミの保護の問題もそう。そういう面では、今枠組みとしてこの地区計画を決めることは、私は絶対必要なことだし、杉並区全体にとっても極めてプラスになるものだと思いますので、私は賛成します。

会長 ありがとうございます。

それではご意見一通り頂戴したと思いますので、採決というご提案ですので、採決をしたいと思います。

採決に入る前に、委員からご発言があると聞いております。委員、どうぞ。

委員 本件の阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画案につきましては、私の主催しております計画工房で平成30年度まで区の阿佐ヶ谷北東地区まちづくりに関する調査業務を受託しておりましたので、今回の件についての議案の審議の採決には退席させていただきたいと思います。

会長 ただいま委員から採決に当たって退席したい旨の申し出がございました、ご了承したいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、退席をお願いいたします。

それでは、採決に当たりましては、議案4件ございますけれども、全て阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画の決定に関連するものですので、一括して採決を行いたいと思います。一括採決で、採決は挙手による方法とさせていただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画の決定に関する都市計画の決定及び変更案について、賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

会長 ありがとうございます。

賛成多数ということでございますので、阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画の決定に関する都市計画の決定及び変更案については、同意とすることといたします。

ありがとうございます。

それでは、この審議案件につきましては、区には異議なしということで答申することといたします。

次に報告案件の審議に入りたいと思います。残りの時間があと予定しているのは20分ぐらいということですので、報告案件2件ございますけれども、手際よく説明をお願いできればと思います。

まず1つ目が「上井草駅周辺の駅前広場計画等に関する都市計画素案について」でございます。説明をお願いいたします。

鉄道立体担当課長、どうぞ。

鉄道立体担当課長 私からは「上井草駅周辺の駅前広場計画等に関する都市計画素案」につきましてご報告いたします。

初めに資料のご確認でございますけれども、かがみのほか、資料1といたしまして、「都市計画素案（変更）説明会における主な質疑概要」でございます。もう1枚、資料2としまして、「上井草駅の駅前広場計画について」というカラー刷りのパンフレットとなっております。

それでは、上井草駅の駅前広場計画に関する都市計画素案の変更の説明会についてご報告いたします。

本説明会は、本年8月の都市計画素案の説明会で公表した上井草駅周辺の駅前広場計画等の都市計画素案について、都市計画案の作成に向けた検討を行う中で、一部その内容を変更することをしたため、上井草駅周辺の地域の皆様に対しまして開催したものでございます。

かがみの1番をごらんください。「説明会の概要」でございます。本説明会は、11月20日、井草中学校におきまして開催いたしました。当日は83名の方にご参加をいただきました。質疑の概要につきましては、資料1に記載のとおりでございます。

素案の具体的な変更内容に関する事、また、事業の今後の中身に関する事などについてご質疑をいただきました。

また、当日は本計画に関する反対意見などは特にございませんでした。

なお、資料2につきましては、本説明会当日、来場者の方に配付させていただきました都市計画の素案の変更に関するパンフレットでございます。こちらは前回の本審議会においてもご報告させていただいたものと同様のものとなっております。

最後に、今後のスケジュールでございます。かがみの2番のほうをごらんください。今年度中に都市計画案の説明会を、鉄道連続立体交差事業、東京都並びに沿線区市と合同で開催する予定としてございます。

私からは以上でございます。

会長

ありがとうございます。ご質問ございますでしょうか。

それでは、これは報告ということで承ったということにさせていただきたいと思っております。

では、報告事項の2番目が『東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針』について」でございますので、こちらの報告をお願いいたします。

土木計画課長、どうぞ。

土木計画課長

私からは『東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針』について、ご報告いたします。

初めに資料の確認をお願いいたします。まず、かがみ1枚がございます。

添付資料ですが、資料1「東京における都市計画道路のあり方に関する基本方針」の概要版。資料2「パブリックコメントの結果と対応について」。最後から2枚目のページになりますけれども、資料3「検証結果リスト」が1枚。最後のページで、資料4「検証箇所図」、A3の三つ折りで1枚となっております。不足などございませんでしょうか。よろしければ説明させていただきます。

まず、この基本方針策定の目的ですけれども、都市計画道路の整備方針であります第四次事業化計画では都市計画道路の必要性を確認しておりますが、優先

整備路線などを除いた未着手の路線は事業着手までに期間を要するため、今後の都市計画道路の方向性を示すことを目的とさせていただきます。

基本方針の検討につきましては、道路の一定の幅員を有する概成道路の拡幅の有効性や既存道路の代替の可能性など、4つの検証項目を設けまして検証を行いました。

検証結果でございますけれども、資料の最後のページの資料4をごらんください。都市計画変更をする路線ですけれども、左上の赤い枠で囲っているところで、「概-6」というところですが、こちらの路線は補助229号線の仙川通りで、上井草駅北側の練馬区境から新青梅街道まで660メートルの区間が今回の変更箇所となります。この路線は既に一定の幅員があり、車道幅員や歩道幅員など、道路を構成する要素を満たしていることから、現道の幅員に合わせた幅員として変更いたします。

最後に、今後のスケジュールですけれども、こちらの都市計画変更につきましては、令和2年度から東京都と調整を行いまして、必要な都市計画変更手続を東京都が行ってまいります。変更の際には、東京都から区に対しまして意見照会がございますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは何か、今のご報告についてご質問ございますでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 確認なのですが、資料2を見させていただくと、意見が全体で1,112件あるうちの、これ杉並区は13件というのが大変少ないと思ったのですが、これはどういう形でパブリックコメントを区民の方にお問い合わせをしたのか、そのあたり確認をさせてください。

会長 どうぞ。

土木計画課長 こちらの区内のパブリックコメントの方法でございますけれども、杉並区及び東京都の公式ホームページや、杉並区の広報によって周知して、パブリックコメントを行いました。

会長 委員も手が挙がったようですが、どうぞ。

委員 1点だけ確認したいのですが、パブコメの結果に補助132号と133号という優先整備路線が示されています。この両路線についてはこの基本方針の対象外ということなのですが、パブコメに出されているので、現在の進捗

状況はどうなっているのかということ。

あと、これ以外にも多くの都市計画道路が、たしか昭和41年の都市計画法旧法に基づいて計画決定されてきたという経緯があると思うのです。その後、1968年の昭和43年には旧法が廃止されて新法が制定をされた。この旧法の計画決定の際に、今の新法に定められている手続というのは、どの程度まで実施されているのかというのを確認したいのです。

例えば、今で言うと、住民とか利害関係人の意見書提出ですとか、都市計画審議会での審議というプロセスがあると思うのですが、そのあたりは昔はどうだったのかというのを確認したいと思います。

というのも、都市計画道路に直面した方々が、いつ決定されたのかとかプロセスが全くよくわからないという声がよく届くのです。そのあたりの手続上はどのような経過になっていたのかというのがもしわかれば確認しておきたいと思っています。以上です。

都市企画担当課長 まず、133号線の現在の事業予定部分の状況でございます。現在、各お宅に測量の願いを配布されたということ聞いてございます。

次に、都市計画法の旧法、新法でございますが、これは国等の見解または裁判所の見解により、旧法から環六以西、杉並区に該当するものはこれを踏襲することと認識してございます。

会長 よろしいですか。

土木計画課長 あと残りの132号線の進捗状況でございますけれども、現在事業認可申請に向けて、東京都と協議、調整をしているところでございます。今後、認可申請に向けて手続を進めていく予定でございます。

会長 ほかに、ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、こちらも報告事項ということでございますので、そういうことで承ったということにさせていただきます。

ありがとうございました。それでは、以上で本日の議題は全て終了でございます。事務局から連絡事項がございますので、お願いいたします。

管理課長、どうぞ。

管理課長 本日は、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

最後に、次回の都市計画審議会につきまして事務局からご連絡をいたします。

次回の都市計画審議会は、年度内の開催の予定はございません。今後開催が決

会長

まりましたらまたご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。
年度内は開催の予定はないということでございます。

それでは、以上で本日予定の議事は全て終了いたしました。これで第190回杉
並区都市計画審議会を閉会いたします。ご審議ご苦労さまでございました。

— 了 —